

多重債務者問題の現状と法的対応

Present Conditions of Consumer Bankruptcy and Legal Remedies

山 本 研

私は3年前までこちらの沖縄国際大学に在職しており、その当時、沖縄県内における多重債務者—複数の金融機関・貸金業者等から借り入れをし、その返済が困難な状況に陥っている債務者—の置かれている状況について調査を行ったことがあります¹⁾。その結果、当時すでに全国的に多重債務者問題というものが大きな社会問題として注目されておりましたが、県内の状況はさらに深刻な状況にあることがわかりました。この調査を行ったのが平成10年ですが、それから5年がたち、その間に多重債務を処理するための法制度がかなり整備・拡充され、多重債務者を巡る問題状況というものも変化してまいりました。そこで、今回沖縄国際大学での集中講義のためこちらにまいりました機会を利用して、あらためて裁判所・弁護士会・司法書士会・県庁・貸金業協会などの県内の各機関をまわり、現在の多重債務者問題を巡る県内の状況につき実態調査を行いました。

もっとも、前回の調査の時には私も県内に在住しておりましたので調査結果につき時間をかけて分析することができたのですが、今回は一週間前に沖縄に来て昨日まであちらこちらを回っていたところですので、まだ十分には整理できていない点もございますが、せっかく最新の状況について関係各機関の方々からお話を伺ってまいりましたので、本日はそれをふまえ、特に県内における状況を中心に、多重債務者問題の現在の状況と、併せてそれに対する法的な対応について、時間の許す限

1) 拙稿「沖縄県における多重債務者問題の現状」沖縄法政研究1号115頁（1999）

りお話しさせていただきたいと思います。

1. 全国および県内における多重債務者問題の深刻化

まず、全国状況を見ますと、いわゆるバブル経済の崩壊後、破産の申立件数というのは非常に増えております。平成14年には、借金を返済することができなくなり、法的救済を求めて自ら破産の申立てをした人というのが21万4,638人にもものぼっております。この21万4,638人というのは数字だけ聞いているとあまり実感がわきませんが、例えば沖縄国際大学のある宜野湾市の人口が8万6,000人ですので、宜野湾市の全人口の2倍以上ということになります。浦添市の人口が10万人、沖縄市が11万人ですので、浦添市と沖縄市の全人口を足した人数、これが21万人です。そして、これだけの数の人が借金を返すことができなくなり、法的な救済を求めて裁判所へ駆け込み自己破産をしたということなのです。これが昨年度の全国状況ですが、県内に目を転じてみましても、全国と同様に多重債務者の激増傾向をみとることができ、平成14年の自己破産件数は2,000件を突破しています。2,000件というのは、全国の21万人に比べると非常に少なく感じますが、人口比に引き直して見ますと全国でも上位に位置づけられる件数です。お手元にお配りしてあります資料を見ていただくとおわかりのように、沖縄では、平成3年以前は破産をした人の数というのが年間100人にも満たず、全国でも破産の少ない県と位置付けられていました。しかし、平成4年に100件を突破して以降急増を続け、ついに平成14年には2,093人ものが1年間に破産をするに至っています。この増加率というのは全国と比べてもトップクラスの増加率で、沖縄はもはや破産の少ない県ではなく、いまや破産多発県とすることができます。そしてさらに、この2,000件というのは破産の件数だけで、それ以外にも多重債務に陥り、それを裁判所の調停手続で整理しようとした件数は平成13年で1万8,717件、昨年平成14年では3万1,602件と著しい増加をみせています。この調停件数は単純に数だけ見ましても全国トップクラスで、さらに人口比に換算しますと、他の都道府県を圧倒的に引き離して全国一位ということになります。これら統計の数値からも、借金問題に苦しむ多重債務者が県内に非常に数多くいるということを見てとることができます。

2. 問題の背景

それではつぎに、このような多重債務者問題の背景について見ていくことにします。

1) 経済的要因

まず、多重債務者問題の深刻化の要因として、経済的要因、経済的環境があげられます。全国的に見ますと、かつては比較的若い年代層の人が浪費やカードの使いすぎなどを原因として破産をするという、若年層の浪費型の破産、これが破産件数増加の要因の一つとなっておりました。しかし、現在は長引く不況の影響で、社会の中堅層といわれる30代から50代の人が、リストラやボーナス・残業代のカットなどによって生活費を補てんするために借入れを行ったり、あるいはボーナスがカットされたため住宅ローンのボーナス払いができなくなってその返済のために借入れを行うといったかたちで借金を重ね、最終的には債務を弁済できなくなり破産するといういわば不況型の破産というのが破産件数増加の主な要因となっております。沖縄においても基本的にはこのような傾向は共通しており、長引く不況で県民生活や中小零細企業の経営が苦境に陥って経済的に行詰まり破産に至るというケースが増加しております。特に、沖縄は経済的な基盤がもともと他の都道府県に比べ弱く、また失業率なども全国トップレベルであって、長引く不況の影響をより強く、そしてより直接的に受けているということが指摘できます。

2) 貸し手側の要因

つぎに、貸し手の側について見ますと、県外に拠点を置く大手の消費者金融の営業活動が県内全域にわたって広がっています。いわゆる大手7社といわれる、武富士、プロミス、レイク、アコム、三洋信販、アイク、アイフル、こういった大手消費者金融の営業店舗を見てみますと、平成9年1月の時点では県内で73店舗でした。それが昨年5月の時点では136店舗となっており、5年間で2倍近くに増えていきます。さらに、無人契約機については、平成8年3月の時点では県内で24台しかなかったのが、昨年5月の時点では県内で161台と、6年間で6倍以上に増えていきます。こうした県外大手業者の県内進出に加え、県内においては元々全国でもトップクラ

スの密集度で中小貸金業者が乱立していることから、貸し手の側においても過大な競争があり、ある意味借り手市場となっているといえます。こうした状況の下、さらに消費者金融会社のソフトな雰囲気やCMの影響、それから無人契約機の導入の影響によって、お金を借りることに対する心理的な負担がなくなり、気楽にお金を借りることができるという雰囲気が醸し出されているわけです。しかし、消費者金融会社というのは慈善事業としてお金を貸してくれるわけではなく、やはり事業活動としてお金を貸しているわけですので、借りたら借りた額だけ返せばいいというわけではなく、それに利息をつけて返さなくてはならないということになります。当然、利息の分だけ借金が膨らむわけです。また、県内においては貸金業者間の激しい貸し付け競争があるわけですから、業者さんとしてもぜひ貸したいわけです。そのため、貸し付けの際に、借り手の信用状態を十分に調査せず返せないほどのお金を過剰に貸し付けたり、あるいは収入のない主婦や無職の方、未成年者、さらには生活保護を受けているような方に対してまで貸し付けを行うということがごく日常的に行われており、このような安易な貸し付けや過剰融資といった貸し手の側の問題も高い金利と相まって、多重債務者問題を深刻化させる大きな要因となっているといえます。

また、最近では県外の違法な貸し金業者、いわゆるヤミ金業者の県内進出が確認されており、平成12年暮れ頃から県外のヤミ金業者による違法な営業が沖縄県内でもはじまり、そして平成14年頃からは県内に基盤を置くヤミ金業者というものの確認されております。このような違法なヤミ金業者の進出というものも、問題状況をさらに悪化させる大きな要因となっているといえます。

3) 借り手側の要因

このような貸し手の側の要因というものもあるわけですが、一方、借り手の側、債務者の側にも多重債務者問題を悪化させている要因というものが認められます。まず全国・沖縄に共通する要因として、非常に安易にお金を借りてしまうということがあげられます。お金を借りたら金利がつくということをきちんと認識せず、金利が何パーセントかということも確かめずにお金を借りてしまう。あるいは返せるあてもないのに目先の現金が欲しくてお金を借りてしまうというケースがしばしば見うけ

られます。このような安易な借入れが多重債務者問題を悪化させるひとつの要因となっていることは残念ながら否定することができません。先ほども触れましたが、無人契約機の急増に伴って、消費者金融からの借入れに対する心理的な負担、障壁というものがなくなったことによって、安易に借入れを繰り返し、気がついたときには返せないほどの額の借金を背負っているというケースも多々あります。これは沖縄だけではなく、全国に共通の傾向といえます。さらに沖縄県内においては、地縁や血縁の結びつきが非常に強く、これがいい面で働きますと、ユイマール²⁾ だとか、あるいは相互扶助という形で困ったときにはお互い様という風にして、うまく苦境を乗り切ることができるわけですが、しかし、そのような助け合いの輪がひとつでも崩れてしまうと、相互扶助で結びついている者たち全体に連鎖的に借金が及んでしまうということになります。事実、県内の弁護士さんにお話を伺いますと、気軽に保証人になったら債務者がその借金を返済することができずその借金を背負い込んだり、あるいは消費者金融でお金を借りるために保険証などを貸してあげたところ、借りた人がお金を返せなくなって自分がその借金を背負い込むことになったといったケースが非常に多いそうです。このような、金利を認識しない安易な借入れや気軽に連帯保証などをしてしまうといった債務者側の要因というものも、問題状況を悪化させる大きな要因となっているといえます。

3. 貸金業者に関する法規制と違法業者の存在

続きましてつぎに、お金を貸す側である貸金業者に対する法の規制、および、その規制の網をかいくぐる違法業者の実情についてお話をしていきたいと思います。

1) 貸金業者に関する法規制

まず、貸金業者に対する法規制としましては貸金業規制法という法律があります。

2) 「ユイマール」とは、もともとは血縁・地縁で結ばれた数戸の農家同士で行われる賃金の支払いを伴わない労働交換の慣行を意味し、沖縄ではサトウキビの刈り取り、精糖、田植え、刈取り作業を中心に耕起作業、家、墓の普請などにおいて行われていた（『沖縄大百科事典（下巻）』768頁（沖縄タイムス社・1983）参照）。現在では、より一般的に助け合い・相互扶助の意味でも用いられる。

この法律は、貸金業者について登録制度を実施することにより、その事業内容や営業形態等について様々な規制を行うとともに、適正な貸付業務の運営を確保することを目的とする法律です。この貸金業規制法による主な規制内容としましては、まず、貸金業を営むにあたっては登録をしなければならないものとし、無登録営業を禁止しています。それから広告・宣伝の方法、これについても一定の規制をしていて、広告をするにあたっては登録番号を必ず記載しなければならないとともに、年利何パーセントで貸し付けを行っているのか等の貸し付け条件について必ず表示をしなければならないとしています。また、過剰な貸し付けを防止するために、借り手の資力、借り入れ状況、返済計画につき、貸し付けを行うにあたっては慎重に審査をしたうえで融資を行わなければならないとしています。さらに、返済が滞った場合の取り立て行為についても様々な規制を設けており、暴力的な態度や乱暴な言葉を使って取り立てをするということを禁止しています。これらが貸金業規制法の主な内容ということになります。

2) 金利に関する法制度

先ほども申しましたとおり、お金を借りた場合には金利というものがつくわけですが、この金利についても法的に規制がされています。金利に関する法制度というのは少々複雑になっておりまして、利息制限法という法律と出資法（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律）という法律、この2つの法律が別々に基準を定めています。まず利息制限法というのは、お金の貸し借りに関する利息契約について上限となる金利を定め、その上限を超える利息部分については原則として無効にするという法制度です。ただし、利息制限法の上限金利を超える金利でお金を貸しても、刑罰の対象にはならず無効になるとされているだけです。この利息制限法の上限金利というのを見てもみますと、元本10万円未満の場合は年利20%、元本10万円以上100万円未満の場合—消費者金融等の貸し付けについては大体50万円が限度枠ですのでこの部分になることが多いと思いますが—年利18%が上限になります。そして元本100万円以上を貸し付ける場合には年利15%、これが利息制限法上の上限金利ということになっています。ここで注意しなければならないのは、利息制限法の上限金利を超える金利でお金を貸しても何ら刑罰の対象にはならないとい

うことです。

一方、刑罰の対象となる違法金利というものを定め、それを超える利息をつけて貸し付けをすることを刑罰をもって禁止する法律として出資法があります。出資法においては、銀行やカード会社、消費者金融については年利29.2%が上限金利とされており、これらの貸金業者が29.2%を超える金利で貸し付けをした場合には、犯罪行為として刑罰を受けることとなります。一方、貸金業者の中には、日賦貸金業者というちょっと特殊な形態の貸金業者があります。この日賦貸金業者というのは、通称で「日掛け金融」ともいわれていて、沖縄県内ではこの日掛け金融が非常に多いというのがひとつの特徴ともなっています。そして、日掛け業者についてはその営業形態に非常に多くの規制が設けられており、その代わりに一般の貸金業者よりも高い金利、すなわち年利54.75%を取ることが認められています。日掛け業者についてどのように営業形態が規制されているかと言いますと、まず、従業員5名以下の小規模零細業者に対してしか貸し付けをしてはいけません。つまり、個人に対しての貸し付けを行ってはならない。貸付期間については100日以上で貸さなくてはならず、短期の貸し付けは行えない。それからトータルの返済期間の半数以上の日数にわたって、業者が自分で集金に回らなければならず、振り込みなどによって返済をさせてはいけません。このように営業形態について非常に多くの規制があり、手間がかかるわけです。その代わりとして、一般の消費者金融については29.2%が上限金利とされていますが、日掛け業者については54.75%、ここまで認めているわけです。ただし、日掛け金融についても54.75%を超える金利で貸し付けをした場合には、これは違法行為、すなわち犯罪行為ということになり刑罰の対象となります。

以上のようにわが国の金利に関する法制度というのは、利息制限法と、それから今お話しした出資法の2つの制度が併存しているため、非常に複雑になっているわけですが、それに関連してグレーゾーン金利という問題、それから、みなし弁済条項というものがあります。まず、みなし弁済条項というものですが、先ほどご紹介しましたように利息制限法では、10万円から100万円のお金だったら、年利18%が上限、100万円以上だったら15%が上限、それを超える貸付金利は無効であるというように定めているのですが、しかし、その上限金利を超過する部分についても、

登録貸金業者から借り入れをした場合で、お金を借りる人がその上限金利を上回る利息を任意に支払っており、さらに法律が定める一定の書面が借り手に交付されているときには、利息制限法の規定にもかかわらず、その利息は有効なものとして取り扱うという規定が貸金業法43条におかれています。これをみなし弁済条項と呼んでいます。要するに利息制限法の上限金利を超える金利で消費者金融等からお金を借りても、任意に利息を支払っており、貸金業者の側が法律が定める書面をきちんと債務者に渡している場合には、その利息の支払いというのは有効なものになってしまうという条項、これがみなし弁済条項です。他方、出資法のほうで、刑罰の対象となる上限金利が定められていて、貸金業者については29.2%、日掛け業者については54.75%となっていますが、この上限を超える利息をとった場合には犯罪行為として刑罰の対象になりますので、まともな業者さんはこれを超える金利は取りません。したがって、例えば年に24%の利息で消費者金融がお金を融資しているような場合、これは利息制限法の上限金利は超えているわけですから、利息制限法上は違法な金利、つまりクロということになります。しかしこの金利は、出資法の定める刑罰金利の範囲内、制限内ですので、出資法との関係ではシロということになる。つまりシロとクロの間のグレーな部分ということで、この範囲の金利をグレーゾーン金利と呼んでいます。そして、実際ほとんどの金融業者がこのグレーゾーン金利で営業を行っています。県外の大手消費者金融が発表している数字によれば、平均で24%から26%の利息、それから県内の中小の金融業者については、ほぼ29.2%ぎりぎりです。パレット久茂地のあたりを歩いていると、消費者金融のティッシュなんかくれますね。そこに書いてある金利を見ると18%から29.2%などと書いてありますが、実際の所、18%ではなかなか貸してくれません。通常はやはり25%程度、あるいは上限ぎりぎりの29.2%、こういった金利を取ることが多いようです。29.2%という金利、これがどんなものかという、例えば1万円を借りたら一日に8円の利息がつくという金利です。1万円借りて一日8円だったらいじゃないかと思うかもしれませんが、100万円を借りたら1年間で29万2,000円、これだけの金額が利息となるわけです。この金利で100万円借りたとすると、月々2万円ずつ返済していても1年後、借金は減らないのです。それどころか、むしろ借金が増えるという利息、これが29.2%です。逆に私たちが銀行にお金

を貸す、つまり銀行に預金をしたときにどれほど利息つけてくれるかという、例えば琉銀や沖銀の普通預金だと今日の金利で0.002%です。銀行に100万円預けて1年間寝かせておいても20円の利息しかつかない。このような預金金利と比較すると、29.2%というのは、途方もなく高い金利だということがおわかりいただけると思います。ですから、お金を借りるときにはこういう金利がついてくるということを是非しっかりと認識しておいてください。

3) 県内における貸金業者の状況

金利に関する法制度についてはこの程度にして、つぎに県内における貸金業者の状況についてお話を進めていきたいと思えます。先ほども触れましたように、もともと沖縄においては人口比に換算すると全国一位にあたる数の貸金業者が密集していて、貸金業者間の競争が非常に厳しい状況にあるといわれています。さらに最近では、武富士、アコム、プロミス、アイフル、レイク、三洋信販、アイクといった県外の大手消費者金融の積極的な進出、あるいは無人契約機の設置などの営業拡大、広告・宣伝の拡大が行われています。その結果、これら県外の大手消費者金融に比べると規模の小さい県内の貸金業者というのは非常に苦しい経営環境に置かれています。また、県内の人もお金を貸金業者から借りるにあたっては、まず最初は無人契約機などを使って、いわゆる大手の名の通った消費者金融から借りるケースが圧倒的です。しかし、借り入れを繰り返しているうちに利息が膨らんで借金の総額がだんだん増えてくると、大手の業者さんは信用情報ネットワークを持っていますので、その債務者がいくらの負債を負っているか分かりますから、この人に貸しても返してくれそうもない、危ないと判断したら貸しません。融資を断ります。そうすると次にそういう人たちは県内の中小の業者に行くことになります。借入額があまりかさんでいない債務者、業者さんの方から見れば比較的安心して融資ができる債務者というのは、県内の中小の貸金業者からいきなり借りるということはあまりありません。県内の中小の貸金業者に駆け込んで来るのは、大手の消費者金融では借りることができない、それほど借金を背負い込んでいる人が大半です。しかしながら、県内の業者はそういった貸し倒れリスクの高い債務者に対しても融資をせざるを得ず、結局貸し倒れ、回収不能に陥るということも多々あるといわれています。

さらに平成12年および平成13年の金利に関する法改正によって出資法の上限金利が引き下げられたため、経営状態の悪化に拍車がかかり、廃業に追い込まれる県内業者もかなり増えています。県内の中小貸金業者の数というのは、平成に入ってからもずっと増えてきていたのですが、平成12年以降は4年連続で減少しています。このように非常に苦しい状況に県内の中小貸金業者はあるといえます。そして、その結果、何とか生き残りをはかるため、債務者の返済能力を超えた過剰な貸し付けを行ったり、あるいは貸し倒れを防ぐために強引かつ暴力的な取り立てを行うという現象が報告されています。

4) ヤミ金融等の違法業者

さらに、これに加えて最近の大きな問題として、違法な金融業者、いわゆるヤミ金融の存在があげられます。ヤミ金融というのは、一般的には、貸金業の登録をしないで出資法の制限金利を超えた違法金利で貸し付けを行う業者を指しますが、最近では、貸金業者として正規に登録をしながら出資法違反の高金利で貸し付けを行う業者も増えています。こういった違法な貸金業者、ヤミ金融の一般的な営業形態としましては、「低金利で融資します」とか、「ほかの店で断られた方でもOK, 楽々簡単」だとか、「即日融資します」などと、利用者の心理をついて誘い込んできます。特に、1回自己破産をしたことがある人や返済に困っている多重債務者の名簿を入手して、そういった人をターゲットに勧誘をしてきます。また、違法な業者というのは、きちんと事務所を構えて営業していることはまれで、主に電話だとかチラシ、あるいはダイレクトメールを使って勧誘してきます。また最近では、東京あるいは大阪に拠点を置く県外のヤミ金業者が沖縄の利用者に対して借り入れを勧誘しており、沖縄においても違法な高金利、あるいは非常に厳しい取り立ての被害というものが多数報告されています。この厳しい取り立ての例として、いわゆるお悔み電報を送りつけてそれによって心理的な圧迫をかけて取り立てを凶ろうとするケースを紹介します。こちらのスライドで見いただいているのがお悔み電報の一例です。これはNTTの5,000円ぐらいする漆塗りの電報で、お葬式の際に出す電報ですね。ちょっと読んでみますと、「お悔み、突然電報失礼いたします。こちらは債権回収業者、カシワギ会と申します。この度ある業者様より、あなた様の債権を買

い取らせていただきました。業者様の要望で業者名はお教えできませんが、これより強制執行という形で積極的に動かさせていただきます。ご親族、お身内、ご近所、ご友人の方々には、これからかなりのご迷惑をおかけすることになりますが、ご了承下さい。こちらの回収は相当手荒かと思いますが、覚悟しておいて下さい。返済する気があるのなら大至急ご連絡下さい。もし返済する気がないのなら、直ちに強硬手段に出ますので、よろしくお願ひします。近いうちにこの電報の意味をご理解いただけるかと思ひます。あしからず。なお、連絡は平日夜8時半まで受け付けます」といった電報を送りつけて、圧力をかけてくるわけです。このような例が全国的に報告されています。また違法業者の貸付金額というのは、多額ではなく大体3万円から5万円程度の小口の貸し付けが主流です。借りる側も小口なのですぐに返済できるだろうと思つてつい借りてしまうのですが、金利がとてつもなく高い。10日で100%なんていうケースもざらにあります。このような高金利のため返済額は雪だるま式にあつという間に膨れ上がります。貸付期間については大体7日から10日間と短期間なのが主流です。違法な高金利の利息を短期間で請求されるので、10日ごとに倍、倍、倍になっていくわけです。違法な高金利と短期の貸付期間の組み合わせにより、返済額はあつという間に膨れ上がりすぐに行き詰まります。そして、返済のために別の違法な金融業者から借りることを繰り返すという悪循環に陥っていくこととなります。また、こういった違法な業者は返済が遅れたときの取り立てのために、借りた本人の住所、電話番号、勤務先だけでなく、親、兄弟、親類の連絡先も聞いてきます。そして少しでも返済が遅れると、脅迫まがいの電話を勤務先や親、兄弟、親類にかけるなど非常に厳しい取り立てを行い、精神的に追い詰めて違法な高金利の利息を払わせます。一度でもこういった違法な金融業者から借り入れをしますと、他の同様な業者から電話やダイレクトメールによる勧誘が頻繁に行われるようになります。これはおそらく業者間で情報を共有しているためだと考えられます。具体的な手口としましては、お配りしたプリントのほうに金融庁のホームページ³⁾で紹介されているものを中心に載せておいたので、細かいところはそちらを見ていただくことにして、最近特に問題視されているものについて、いくつ

3) <http://www.fsa.go.jp/notice/noticej/karisugia.html>

か紹介していくことにします。

まず、押し貸しといわれる手口です。さきほどお話ししたように、ヤミ金融から1回でも借りた人はリストになっていて、ヤミ金業者のネットワークを通じて個人情報を持っていきます。住所、氏名はもちろんのこと、家族構成だとか、銀行の口座番号も知られているわけです。そこで、ヤミ金業者は、その口座に2万円とか3万円のお金を勝手に振り込んでくるのです。業者の側はそのまましばらく黙っているので、こちらとしてもどこから振り込まれたのだろう、よく分からないなと思って放ったらかしておくと、しばらくしてからむちゃくちゃな利息をつけて返せとってくる。最近では、振り込むのではなく、直接自宅のポストに現金入りの封筒を投げ込んで、しばらくしてから利息を付けて返せとってくるというケースもあります。こういった押し付けの貸し付けですね。これがしばしば行われています。

それからチケット金融という手口もしばしば報告されています。これは客である多重債務者に自分がやっている金券ショップで高速チケットやテレホンカードなどを束で売りつけます。例えば、高速チケット100枚を9万8,000円で売るとします。その際、代金の支払いは一週間後でいいですよと言って高速券100枚だけ渡します。そして、それを自分の金券ショップ、あるいは提携している別の金券ショップを紹介して、そこで買い取らせます。この買い取り金額、例えば9万円としますと、その代金9万円は即現金で渡してくれます。そうすると債務者はまったく手元に金を持っていなくても、とりあえず9万円の現金を手に入れることができます。しかし、よくよく考えみると一週間後に9万8,000円のお金を金券ショップに代金として支払わなくてはならないのですから、これは金券（高速チケット）の売買という形式こそとっているものの、実際には9万円を貸し付けて一週間で8,000円の利息、年利に直すと463%の利息を取っているのと同じことになります。つまり、出資法違反の高金利での貸し付けを行っているのと変わりがないのです。

それから、家具リース金融、車リース金融という手口もあります。家具リース金融というのは、名目上債務者の家具一式を買い取る売買契約を結び、売買代金として幾ばくかのお金を債務者に渡します。そのうえで、その家具を債務者にリースで貸すという形式でリース料として毎月高額のお金を支払わせるというものです。これはリース料の名目ではありますが、実質的には利息の支払いと同じです。そして

支払いが滞ると、最終的には家具、家財道具一切を持って行ってしまいます。また類似した手口として、「車に乗ったままお金を融資します」という看板がよくありますが、そういったうたい文句で勧誘する車リース金融というものもあります。これも家具リース金融の場合と同様に高額のリース料というかたちで利息をとって、そして返せなくなったら車を持って行ってしまおうという手口で、抜け道的に出資法違反の高金利でお金を貸し付けているのと同様です。

それから、県内では最近少なくなっているようですが、昨年ぐらいまでしばしば行われていたものとして、紹介屋という手口があります。これは、新聞・雑誌などの広告や、ビラだとかチラシに、「どこでも貸してもらえない人は相談して下さい」、「債務の多い方大歓迎」、「多重債務でお困りの方ご相談下さい。低利一本化、意欲のある方応援します」などと宣伝し、あたかも低金利で自分のところがお金を貸すように思わせて、すでに多重債務に陥っていて普通の業者さんから借り入れができないような多重債務者を勧誘します。これらの業者というのは最初からお金を貸すつもりなど毛頭なく、やって来た債務者に対して、「審査の結果、今回私どもでは助けて差し上げることはできません。でもよい業者を紹介します。私のほうで融資を受けられるように手配しておきますから、ここなら追加の融資を受けることができます。今すぐ行って借りられるだけ借りてきて下さい。ただし、私のところで紹介を受けたということは黙っておいて下さい」などと言って他の業者を紹介します。そして、その業者で借りることができたら、借りたお金の2割だとか3割を紹介手数料として巻き上げます。ここで紹介される業者というのは、審査が甘かったり、あるいはオンラインでその債務者がいくらの債務を負っているかという信用情報入手できないような弱小業者や時代遅れの個人業者だったりします。紹介された業者へ行くと確かにお金を借りることができることもありますが、断られることもあります。実は、この紹介屋というのは、実際には何もしてないのです。ただ適当に業者の名前を言って、もし借りられたら紹介料という名目でお金を取るという手口なのです。

それから、整理屋というものもあります。これも新聞や雑誌などで、「あなたの債務を整理・解決します」などと広告し、電話をしてきた人から「整理手付金」というかたちでお金を取ります。その上で整理をずるずる引き延ばし、結局何もしない

で逃げる。場合によっては弁護士事務所の名前をかたって、こういうことを行うケースもあるので注意が必要です。

あと、県内で最近話題になったケースとしては、名義貸し詐欺という手口があります。これは若い年代層の特に女性を狙って、「貸金業者の調査をしたいのでカードを作って無人契約機でお金を借りてみて下さい」などと言って消費者金融の無人契約機でお金を借りさせた上で、カードと借りたお金を持ち逃げするといった手口です。

他にも様々な手口がありますが、それについてはプリントのほうを見ていただくことにして、こうした悪徳業者にはまらないためには、どういうことを注意すればいいのかについて若干触れておくことにします。まず、とにかく無登録の貸金業者や出資法違反の高金利をとる業者からは借り入れをしないこと、これが重要です。無登録で貸金業を営んだり、あるいは出資法違反の金利でお金を貸し付けることは、刑罰の対象となる違法行為です。そんなところからお金を借りることは絶対してはいけません。もちろん借りないに越したことはないのですが、やむを得ず貸金業者からお金を借りるのであれば、せめてその業者がきちんと登録をしているかどうか、正規の登録業者であるかどうか、これを確認することは最低限必要です。貸金業者の登録番号というのは、それぞれの業者の事務所に掲示しなくてはならないことになっていますので、この登録番号の掲示がないところは無登録の違法業者です。2つ以上の都道府県にまたがり貸金業を営む業者の登録番号は、「〇〇財務局（数字）第〇〇号」となっています。例えば、「関東財務局（5）第〇〇号」という具合です。それから沖縄県内だけで業務を行う貸金業者は、「沖縄県知事（数字）第〇〇号」となっています。登録番号確認の際に注意して見るといいところは、登録番号の括弧の中の数字です。これは、最初に登録をすると（1）という数字がつきます。3年間毎に登録の更新があり、1回登録を更新すると今度は括弧内の数字が（2）になります。そしてまた3年経つと登録更新して（3）になるというわけです。これはあくまでも一般的な傾向として申し上げますが、この数字が多い業者は比較的長い間営業を続けているということになりますから、違法営業をそう長いこと続けているケースは比較的少ないと考えられます。逆にこの数字が（1）の業者ですね、これは名前を変えて何度何度も違法行為を行っては登録を変えていくというような

業者も含まれていると推測されるので、ここの数字が（１）の業者というのは注意したほうがいいということも、あくまでも一般的傾向としてですが言えると思います。東京では「東京都知事（１）第〇〇号」という登録番号の業者は、「都（１）業者（トイチ業者）」と呼ばれていて、非常に危険な業者の類型だと言われているところです。県内でもこの登録番号の括弧内の数字が（１）という業者さんは、登録してからまだ３年以内の業者であるということ覚えておくといいと思います。もう一点重要な点として、金利について出資法違反の高金利でないかきちんと確認することが必要です。一般の消費者金融業者においては29.2%、日掛け業者については54.75%、これを上回る金利をとっているところは違法業者です。それから電話だとかファックス、ダイレクトメールによる勧誘というのは、違法な金融業者の可能性が非常に高く危険です。特に遠隔地、東京だとか大阪からの電話やダイレクトメールによる融資の勧誘というのは危険度が高いといえます。

また、やむを得ず借入れをしなくてはならない場合には、きちんと利息を計算して返済額がいくらになるのか、返済期間はどれだけなのか、手数料としてどれだけ取られるのか、こういった借入れ・弁済条件について確認することが必要です。それから、借入れの際には契約書を受け取ること。契約書を渡さないような業者からは絶対に借入れをしてはいけません。また、契約内容に疑問があるときには、目先の現金に心を動かされず、絶対に契約書に署名、捺印をしないこと。また住所だとか、電話、あるいは銀行の口座番号といった個人情報については簡単には教えないこと。口座番号等を教えてしまいますと、その口座に勝手にお金を振り込んできて後日高利のお金を取り立てるといふ押し貸しの被害にあう危険があります。借入れをする際にはこういった点に注意することが必要です。もっとも、一番いいのは借りないことに尽きますが。

4. 多重債務者の現状

1) 多重債務者の一般的傾向

つづいて、多重債務者の現状についてお話を進めますが、まず、多重債務者への道ということで、多重債務に陥る一般的な傾向を紹介します。転落の一步目として

は、生活費だとか不意の出費を補うために、大手消費者金融の無人契約機などから借り入れをすることに始まるケースが多いと言えます。しかし、借りたお金には利息もつきますし、当座の必要のためにお金を借りて使ってしまうわけですから、返済日に返済資金を用意できないということもでてきます。そうすると他の業者から、その返済のためにお金を借りる、要するに借金を返すために借金をするという自転車操業が始まっていきます。そして、これを繰り返すうちに借金が雪だるま式に増えて、もはや大手の消費者金融からは借り入れができなくなります。貸し倒れリスクが高いため借り入れが断られるわけです。しかし、次々と返済期限は迫ってきて、業者さんから取り立ての電話などがかかってくる。何とかしなくてはいけないということで、より金利の高い業者、さらには出資法違反の高金利を取る業者からの借り入れをし、そして高金利のため坂道を転げ落ちるように借金が膨らみついには完全に破綻する、これが全国的に共通の多重債務へ陥る典型的なパターンといえます。

2) 県内における多重債務者像とその特徴

つぎに、県内における多重債務者の状況、および、その特徴についてみていくことにします。これについては沖縄県の司法書士会が平成6年から毎年自己破産の実態調査を行っておりまして、今回もその資料をいただいたので、それに基づいてお話をさせていただきます。まず、年齢層ですが、県内の破産者の年齢層はすべての年代にわたっておりますが、特に30代から50代のいわゆる社会の中堅層、これが破産を申し立てた人の67%を占めており、非常に多いといえます。また、最近では20代の若い年代の自己破産というのも増加傾向にあり、非常に心配されるところです。それから性別については、沖縄に特有な現象ですが女性の割合が圧倒的に多く、全体の7割を占めています。これについては、貸金業者の営業がレディースローン等のかたちで女性をターゲットとしているということと、主な借り入れ理由が生活費の補填—日々の生活をするためのお金が足りないため借り入れをする—ということから主婦の方の借り入れが多いということと関連していると思われます。破産者の居住地については県内全域にわたっていますが、かつてはそれでも特に那覇市あるいは沖縄市といった都市部が多かったのですが、最近は離島や北部においても破産の申立てが増加しています。これは業者の営業店舗が県内全域に展開していると

ということと、テレホンキャッシングなどによりどこに住んでいてもお金を借りることができるようになってきているということが影響していると考えられます。また、破産をした人の職業をみますと、無職の人や主婦などの収入がない層、それからパート、アルバイトなどのような収入の不安定な層での破産が顕著といえます。これは長引く不況の影響がまず生活基盤の弱い社会的弱者を直撃しているというのが、その理由と思われる。また、沖縄における特徴としてはスナックなどの飲食店経営の方の破産が非常に多いことがあげられます。これは製造業が少なく、観光や飲食店などのサービス業が非常に多いという産業構造の影響だと思われる。破綻に至る借り入れをした最初のきっかけ、理由については、生活費補てんのために消費者金融から借り入れをするというケースが大多数を占めており、全体の90%以上のほります。これは全国に比べた場合の所得水準の低さ、あるいは失業率の高さというものを反映して、日々の生活のためのお金、これを借り入れるということが大きな理由となっているとみることができます。他方、ブランド品を買いまくるだとか、あるいは高級自動車を買うだとか、そういったいわゆる浪費型の破産事例は、県内においては非常に少ないといえます。また、大都市においてはギャンブルを理由とする破産も結構ありますが、県内においてはパチンコやパチスロを理由とする事案がごくたまにある程度で、全国に比べると非常に少ないといえます。これは、県内に競艇だとか競輪、あるいは競馬といった公営ギャンブルがないことが幸いしているのではないかと思います。また、総合的にみますと、全国に比べまして、沖縄県内においては特に20代から30代の女性の占める割合が非常に多いというのが大きな特徴として指摘できます。さらに、それらの中でも離婚を経験した母子家庭の世帯主の破産というのが非常に目立ちます。よろしくない統計数字ばかりあげて申しわけないのですが、離婚率についても残念ながら沖縄県は全国第一位になっており、こういった状況も影響を与えているのではないかと思います。そして、一般論としては、長引くこの不況の影響というものが沖縄に落とす影は非常に濃いといえると思います。長引く不況の影響は経済的基盤の弱い沖縄を、そしてその中でも、さらに経済的弱者を直撃しているということが県内の債務者像からも明らかに読みとることができます。

5. 多重債務者問題への対応

1) 県内各機関による対応

つぎに、多重債務者問題への対応についてお話をしていきたいと思います。まず県内の各機関の対応からみていきますと、沖縄弁護士会は、県内各所、具体的には那覇市、沖縄市、名護市、それから石垣市に法律相談所を設けて多重債務についての法律相談を行っています。また、県警と連携し、ヤミ金融対策設置協議会というものを設けてヤミ金被害への対策に取り組んでいます。それから司法書士会については、他の都道府県に比べても抜きん出た活躍をしており、無料法律相談を週3回、那覇新都心の新しい司法書士会館で行っています。また、毎年高校3年生を対象に多重債務者問題に関する講演会を県内全域で行っています。現在では県内の高校の約半数で、これを行っているということです。さらに、多重債務者問題に関する一般講演会、あるいは相談会も頻繁に開催しています。一方、裁判所の側、那覇地方裁判所の方も、破産事件の急増によって審理が非常に長期化するという問題がありましたため、平成11年から12年にかけて、破産事件事務改善プログラム⁴⁾というものを策定し、従来、破産の申立てをしてから最終的に債務の弁済責任が免除される免責手続というのが終わるまで平均15カ月、1年3カ月かかっていたところを、現在では申立てをしてから大体4カ月半ですべての手続を終わるというところまで審理期間を短縮しています。さらに、多重債務者向けに、債務整理のための法的手続についての説明会を毎週月曜と金曜の週2回、那覇地方裁判所の本庁で、楚辺のところですね、そこで行っています。それから行政機関については、県民生活センターの消費者相談、あるいは県庁内にも消費生活係という担当部署を設けて、貸金業者をめぐるトラブルに対応しています。この他にも県内の私的機関、たとえば、沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会などが様々な取り組みを行っています。

4) その詳細につき、松田典浩ほか「那覇地裁における破産事件事務改善プロジェクトの成果と課題」判タ1049号45頁(2001)参照。

2) 立法による対応

立法による対応としましては、まず貸金業者に対する規制の強化があげられます。出資法の上限金利については先ほど説明したとおりですが、実はこれでもかなり改善されているのです。従来、出資法の上限金利については、貸金業者は年に40.004%まで取ってよろしい、日掛け業者は年利109.5%、1年で元本の倍以上取ってよろしいということになっておりました。これについて、まず平成11年の12月に第一次の改正を行っています。皆さんの中にも覚えていらっしゃる方もいるかもしれませんが、日榮、それから商工ファンドといったいわゆる商工ローンですね、これが非常に過酷な取り立てをして、債務者の家に電話をかけて「借金返せないんだったら腎臓を売って金返せ、目玉を売って金を返せ」というような脅迫的な取り立てを行ったことが社会問題化し、その取り立て方法とともに年利40.004%という金利が問題になりました。そこで、これに対する緊急の対策として、平成11年12月末に貸金業者についての上限金利を40.004%から現在の29.2%に引き下げるという改正がされました。ただし、この改正というのは商工ローン問題に対する緊急の対策として行われたものであったため、日掛け業者の金利については依然として109.5%取ってよろしいというままでした。そこで、そのままこれを放置するわけにはいきませんので、翌平成12年5月に第二次改正として、日掛け業者についての上限金利を従来の109.5%から現在の54.75%に引き下げるという改正がなされています。この二次にわたる改正により現在のような金利制度となっているわけです。それからもう1つ、貸金業者に対する規制の強化として、いわゆる「ヤミ金融対策法」、これは正確に言えば出資法と貸金業法の改正なのですが、一般的には「ヤミ金融対策法」と呼ばれています。これがつい先日の7月25日に成立して、5日前の9月1日から一部施行されています。このヤミ金融対策法の大まかな内容としては、まず、貸金業者の登録要件を厳格化したことがあげられ、暴力団関係者が貸金業者として登録することを禁止しています。それから、これまでは4万3,000円の手数料を払って所定の手続さえすれば貸金業者として登録できたのですが、今後は一定の手持ちの資金がないと登録ができないということにしました。個人が貸金業をやる場合には手持ち資金として300万円、法人がやる場合には500万円ないと登録できないというかたちで登録要件を厳格化しています。おそらくこの登録要件の厳格化によって、

県内の中小貸金業者はその大半が登録できなくなることが予想されます。それから取り立て行為などの規制についても強化しています。取り立てにあたって行ってはならない行為については、以前は暴力的な取り立て行為をしてはいけないという抽象的な規定にとどまっておりましたが、これについて正当な理由のない夜間の取り立て、それから勤務先などへの電話や訪問、第三者—例えば家族、親類等—に対する弁済の要求というものを明示的に条文に掲げて禁止しています。また、無登録業者に対する取り締まりについても強化していて、無登録業者による広告・勧誘について罰則を新たに設け禁止しています。さらに、その罰則についても強化しております。違法営業に対する刑事罰は従来3年以下の懲役または300万円以下の罰金とされていたのですが、これを5年以下の懲役、そして個人については1,000万円以下、法人の場合には1億円以下の罰金に引き上げています。なかでも特筆すべきは、刑事罰が3年以下の懲役から5年以下の懲役に引き上げられたという点です。これはどういう意味をもつかというと、懲役3年以下については執行猶予をつけることができますが、3年を超える懲役の場合には執行猶予がつきません。つまり実刑です。違法営業を行った場合には、刑務所に入らなければいけないという、そういったリスクを負うことになるという牽制効果が非常に大きいと思われれます。それから、ヤミ金融対策法の制定過程で一番もめた点なのですが、出資法の制限金利を超える違法な金利で契約をした場合それをどう取り扱うかというところで、これについては金利部分は払わなくてよいが、借りた元金だけは返さなくてはならないということになりました。この点については立法過程での反対論も非常に多く、違法な貸し付けは公序良俗に反するものなのだから、貸し付け自体無効にして一切返さないでいい、そこまでやらなくてはダメなんだという意見もかなり強くありました。しかしながら、そういうことにするとこれを悪用して返せないことが分かっている借りる、出資法違反であれば借りても返さなくていいと思って悪用する人が出てくるからやはりまずいだろうという意見もあって、最終的には、金利部分については無効にするけれども元本は一応返さなくてははいけないという規定になっています。以上が貸金業者に対する規制の強化という側面です。

一方、債務を整理するための法的な手続というものも、ここ最近で一気に整備・拡充されています。従来は借金を法的に整理するための方法としては、民事調停法

による調停手続、これは裁判所に行って間に裁判官と調停委員をはさんで話し合いによって紛争を解決する手続ですが、これを利用し貸金業者と話し合いをして借金の整理をするといういわゆる債務弁済協定調停と呼ばれる方法か、あるいは破産を申し立て、その上で免責許可決定を得て、破産手続によって返しきれない借金について返す責任を免除してもらう。このどちらかしか、取る手段がありませんでした。しかしながら、最近では債務整理のための法的手続が一気に整備されまして、まず、平成12年2月から特定調停手続という特別手続が新しく設けられています。従来、消費者破産が急増する中、民事調停手続がその処理に非常に大きな役割を果たしてきたわけですが、そのような調停による倒産処理の機能をさらに充実させることを目的に、多重債務者の借金の整理を主な目的とした特別な調停手続としてこの特定調停手続が新設されました。また、すでに平成12年4月より主に中小規模の企業の再建・建て直しを念頭においた民事再生手続が施行されておりましたが、この手続は基本的には企業の建て直しを念頭において制度設計されたものであるため、手続が複雑で費用も高額にのぼる等の問題があり、個人の債務整理のために利用するにはなかなか難しい面がありました。そこで、個人の債務者がより利用しやすくするために、民事再生法の中に通常の民事再生手続よりも簡易な特別な手続として、小規模個人再生手続および給与取得者等再生手続という個人債務者向けの特別手続を2種類設けました。これが一昨年、平成13年4月より施行されています。さらに現在、破産法についても全面改正作業が進行中であり、すでに2カ月前の7月には破産法改正要綱案⁵⁾がまとまり、順調にいけば今秋の臨時国会で全面改正が成る見込みとなっております⁶⁾。そして、その中で個人の破産手続、あるいは免責手続についても抜本的な改正が行われる予定になっています。このように多重債務の処理に関する法的手続についても、本当にここ3～4年でがらりと状況が変わってきているところですよ。

5) 破産法改正要綱案（「破産法等の見直しに関する要綱案」：平成15年7月25日法制審議会倒産法部会決定）については、NBL766号45頁（2003）参照。

6) その後、立法作業が若干ずれ込み、年内の改正は成らなかったが、2004年度には全面改正がなされる見込みである。

6. 多重債務整理のための法的手続

1) 法的救済のための入り口

それでは、多重債務整理のための法的手続について具体的に見ていくことにしますが、いざ債務を整理しようといっても何も知識のない人がいきなり法的手続を利用するというのはなかなか難しい面もありますので、専門家に相談することも多いと思われると思います。幸いなことに県内においてはこの相談機関、あるいは多重債務者の支援体制というのが非常に充実しております。それだけ多重債務者の置かれている状況が厳しいということを反映しているともいえますが、これについてはお配りしたプリントのほうに弁護士会の法律相談、司法書士会の無料法律相談、それから警察の安全相談等、主なものの連絡先を載せてあります。その中でも特に県内において多重債務者問題の解決に精力的に取り組んでいる団体として、沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会というのがあります。こちらでは多重債務者相談会を毎日開催しております。基本的にはあらかじめ電話で予約した上、会の事務所に行って面談で相談をすることになりますが、最近ヤミ金の被害が非常に増えていることに対応して、毎日4時以降はヤミ金に関する特別相談ということで、これについてはその日すぐにも相談を受けてくれます。このヤミ金特別相談は一応夕方5時までということになっていますが、実際には7時、8時まで延長して相談を受けているそうです。このほかにも県民生活センターの消費者相談だとか、あるいは県庁の貸金業苦情相談だとか、さらには沖縄県貸金業協会などでも相談あるいは苦情の受け付けをしています。

2) 各種の法的手続

それでは、各種の法的手続について個別的に見ていくことにしますが、これら法的手続が実際に開始される前段階においても、弁護士によって債務整理について受任がなされたか、あるいは法的手続の申立てが裁判所に受理された場合には、貸金業者は取り立て行為ができなくなり取り立てが止まります。これは、金融庁の事務ガイドラインというものがあって、債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨の通知、または調停その他の裁判手続をとったことの通知を受けたあとに、正当な理

由なく支払請求をしてはならないということが定められていることによるものです。したがって、弁護士の受任通知、または、裁判所の申立受理証明書を貸金業者に送付することにより、連日のように続いていた取り立てを一旦止めることが可能となります。⁷⁾

それでは、まず特定調停手続から見ていくことにします。これは消費者金融などからの借金を抱えて支払不能に陥るおそれのある債務者の経済的再生を図ることを目的とする手続で（特調1条）、平成12年から施行されています。それ以前も、既存の民事調停手続を利用して債務の整理をするということが行われておりましたが、やはり債務整理の専門手続ではないため不十分な点がありました。そこで新たに多重債務者の債務整理を主たる目的とする手続として、この特定調停手続が新設されたわけです。特定調停手続は簡単に言えば、簡易裁判所に貸金業者と債務者の双方が出頭したうえで、調停委員を間にはさんで、債務の残額を確認し、支払い方法の変更や利息制限法の定める利率への利息の引き下げなどについて話し合いをし、それによって債務の整理をはかる手続です。調停を成立させるためには、債権者側（貸金業者等）と債務者側の双方の合意が必要とされておりますが、実際の状況を見てみますと、利息分は返せなくても、とにかく借りた元本について何とか弁済できるような支払い条件さえ示せば、貸金業者の側も貸した分だけ返してくれるのだったらもう結構ですということで合意に応じるケースもあるようです。この手続は簡易裁判所で行えますので、県内でしたら那覇簡易裁判所、沖縄簡易裁判所、名護簡易裁判所、平良簡易裁判所、石垣簡易裁判所で行うことができます。間に入って話をまとめてくれる調停委員会は、裁判官1名と民間人から選ばれる委員2名の計3名で構成されます。また、この手続は非公開で簡易裁判所の調停室というところで行いますので、プラバシーが外へ漏れるということはありません。手続にかかる費用としては、大体債権者1社につき600円程度です。この特定調停手続はどのような場合に適しているかという点、まず、借入期間が比較的長期にわたっていて、少しずつながらも弁済を継続しているようなケースがあげられます。このようなケー

7) 那覇地方裁判所においては、受理証明書に代えて受付票を交付しているが、この場合も受付票の写しを債権者に送付することにより取り立てを止めることができる。

スでは利息制限法の上限金利で計算し直すと、元本まで全額返し終わっているということがよくあります。また、借入総額が比較的少額なケースについても特定調停が適しており、大体200万円前後が目安になります。他方、債権者数があまり多いと特定調停による債務整理はなかなか難しく、借り入れ業者の数にして5社程度が大体の目安で、多くても10社程度までが限界といわれています。それから、ある程度まとまった弁済資金を用意することができるケース。たとえば、親戚などが今回だけは助けてあげると言ってお金を貸してくれ、それで一括弁済ができるようなケースです。このような場合には、一括弁済するからまけてくれというかたちで、借入元本を割り込んだ合意というものもまとまるケースがあります。また、破産をした場合には事業を続けることができませんので、自営業者の方が営業を続けながら借金を整理したいという場合も特定調停が適しています。それから保証人がいるようなケースですね。これは破産をして免責を受けた場合、本人は返さなくてよくなるのですが、保証人には返す責任が残りますので、貸金業者は保証人のほうに取り立てに行きます。そのため、保証人との関係で破産手続を選択することができないような場合には、特定調停で債務の整理をすることになります。どうしても手放したくない財産、例えば先祖代々の不動産などを有しているような場合も、破産手続だと持っている財産を全部投げ出さなくてははいけませんので、特定調停によることになります。それから、破産手続を利用して免責を受けることができれば返しきれない借金については返済責任を免除されますが、しかし、一定の事由がある場合には免責を受けられないことがあります。そのような危険性がある場合には特定調停で債務の整理をするということになります。

つぎに、破産手続、そして免責手続についてです。破産手続というのは、債務者が手続開始の時点で持っているすべての財産ですね、一定の例外はありますが、原則的にはすべての財産を投げ出して、その財産を裁判所が選任する管財人という人が売り払ってお金に替え、そのお金を債権者に平等に分けるという手続です。ただ、債務者が手続を進めていく費用に充てる財産すらない、もうすっからかんの状態であるという場合には、手続を進めても無駄になってしまいますので、管財人は選任せずに手続を開始すると同時に終わりにしてしまいます。手続の開始と同時に手続が廃止（終了）されることから、これを同時廃止と呼んでいます。多重債務者の場

合には手元にほとんど財産がないのが通常ですので、同時廃止になるケースがほとんどです。この同時廃止の場合でも免責を利用することができます。したがって、通常の多重債務者の場合には、破産の申立てをし、同時廃止になってすぐ手続が終わり、そのあと免責の申立てをして、免責許可決定を受けることによって借金を返す責任を免除してもらうということになります。ただし、債権者をだまして借り入れをしていたとか、あるいは本当は財産があるのに隠していたとか、こういった悪質な債務者については免責が許可されないことがあります。また、免責を受けてもすべての債務が免除されるわけではなく、税金や罰金などの一部の債務については免責の対象にはなりません。破産手続を利用しその上で免責を受ける場合のメリットとしては、手続開始時に有する財産をすべて投げ出す代わりに、その後に稼いだお金は自分自身の立ち直りのために使うことができることがあげられます。また、免責を受けることによって残りの借金の弁済責任を免れることができますので、債権者からの取り立てにさらされることなく再起を図ることが可能になります。一方、破産のデメリットとしては、破産宣告を受けてから免責決定が確定するまでの間、那覇地裁ですと大体3カ月ないし4カ月程度ですが、この間は一定の資格制限を受けて、例えば保険外交員だとか、警備員、それから風俗営業のオーナー、後見人、会社の取締役等にはなることができません。したがって、これらの職業についている方は、この間仕事をすることができなくなります。それと、金融機関の信用情報に破産したことが登録されますので、一定期間—大体5年から10年間ぐらいですが—金融機関からの借り入れだとか、あるいはクレジットカードをつくることができなくなります。信用情報がブラックになるということです。一方、免責を受けても、さきほども言いましたように保証人の責任は免除されないのです。保証人がいる場合には、その保証人に借金が回っていく、取り立てがいくことになります。したがって、保証人がいるような場合、自分だけ勝手に破産して免責を受けるとなると大変迷惑をかけることになりますので、破産の申立てをするにあたっては、保証人ときちんと相談することが必要になります。それから、手続開始時に持っている財産は原則としてすべて放出しなければならないので、どうしても手放したくない財産があるような場合には、この手続を使うことができないということになります。あと、破産者というと社会的な落後者のようなイメージを持っていて、破産

だけは嫌だと言う方もたまにおります。そんなことを言っている場合ではないと思いますが、そのような体面が気になる方には利用しにくいという面も実際にはあります。一方、破産の申立てがされると貸金業者さんの側は取り立てができなくなり、さらに免責が許可されると弁済責任が免除になって結局貸し倒れになるわけですから、業者としては困るわけです。そこで悪質な業者の中には嘘の情報を流し、破産を思いとどませようとするところもあります。たとえば、「破産すると戸籍や住民票に記載される」とか、「公務員は仕事を辞めなければならない」とか、「公民権が剥奪される」だとか言いますが、そんな心配はありません。戸籍や住民票には一切記載されませんし、会社員はもちろん公務員であっても仕事を辞める必要はありません。選挙権についても制限はありません。それから家族や子どもにも一切影響はありません。もちろん家族が保証人になっている場合は別ですけれども、そうでなければ一切影響はありません。また、生活保護だとか児童扶養手当など、こういった公的給付が打ち切られることもありませんので、そのような心配はまったくありません。

那覇地裁における現在の運用状況としては、まず申立てにあたっては裁判所が定めた定型的な書面がありますので、それに必要事項を記載して破産の申立てをすることになります。破産の申立てと同時に免責の申立ても受け付けてくれています。弁護士などの代理人に依頼せず、本人が申立てをする場合には、毎週月曜と金曜に開催されている「多重債務の整理に関する集団説明会」と「申立書の書き方説明会」を受講する必要があります。手続にかかる費用としては、申立ての段階で3万円程度を納める必要があります。それから弁護士さんだとか司法書士さんに依頼する場合には、それに加えて報酬が必要になります。必要書類を添えて申立書を提出すると、不備がある場合には訂正を求められますが、特に問題がなければ申立てが受理され受付票というものをくれます。この受付票のコピーを業者に送ることによって、貸金業者からの取り立てはストップします。そして、この申立て受け付けから大体1カ月後にまず債務者審尋というのがあり、裁判所に出頭して、どうして破産することになったのか、どうしてこれだけの借金を背負うことになったのかといった事情を聴取されます。そのうえで特に問題がなければ、その日の夕方の5時付けで破産宣告決定（および同時廃止決定）というのがされます。また最近では、申立書か

ら判断して問題がないようなケースにおいては、この事情聴取をしないでいきなり破産宣告をするという、無審問決定というものも試験的に行っているという話です。この破産宣告決定から約2カ月後に、今度は免責審尋というのがあり、再び裁判所に出頭して裁判官から集団面接を受けることになります。債務者審尋が単独で行われるのに対し、この免責審尋は大体20人から50人のグループで行っているそうです。時間にして20分程度です。そして、免責審尋から約1カ月後に免責許可決定がなされるというのが那覇地裁の現在の一般的な運用状況になっています。もっとも、書類などの不備があり再提出や補正が必要なケースや、債務者に一定の財産があり同時廃止にはならず管財人を選任するケースについては、もう少し時間がかかることになります。

つぎに、個人再生手続についてです。この個人再生手続というのは、個人商店主などの小規模事業者やサラリーマンが、破産手続によらず将来の収入から債務を分割して弁済する方法により債務を整理する手続として、平成13年より通常の民事再生手続の特別手続として新設されたものです。簡単に言えば、借金の一部につき将来の給料などの収入によって分割弁済する計画を立て、債権者の意見などを聞いた上でその弁済計画について裁判所の認可を得て、計画に従った弁済をすることによって残りの借金の弁済責任の免除を受けるという手続です。破産手続とは異なり、債務者が持っている財産を全部放出する必要はありません。財産の処分は原則的に行わず、将来—通常3年間、最長で5年間—toわたって、その計画に従って返済していくことより借金を整理するという手続です。この個人再生手続としては、小規模個人再生手続と給与取得者等再生手続の2種類の手続が設けられています。小規模個人再生手続というのは基本的には個人で事業をやっている個人事業主や自営業の方を対象とする手続で、給与取得者等再生手続というのは主にサラリーマンなどの給与取得者を対象とする手続です。破産手続は個人である債務者の場合は誰でも利用することができるのに対し、これら小規模個人再生手続および給与取得等再生手続については利用資格に制限があります。まず小規模個人再生手続については、今後継続的な収入の見込みがあることと、住宅ローンを除いた負債総額が3,000万円を超えないことが利用条件になっています。他方、サラリーマン等を対象とする給与取得者等再生手続については、小規模個人再生の利用資格である負債総額

3,000万円以下、将来継続的な収入があることに加え、さらに収入が定期的なものであり、その額の変動が小さいことも要求されます。また、小規模個人再生については以前に破産免責を受けたことがある場合でも使うことができますが、給与取得者等再生は過去10年以内に破産免責を受けている場合は利用ができません。那覇地裁においては、弁護士に依頼する場合には手続費用として3万円、それに弁護士費用がかかります。弁護士に依頼しない場合は、手続費用として約25万円から28万円ぐらいかかります。那覇地方裁判所としましては、小規模個人再生手続と給与取得者等再生手続については、弁護士を代理人として立てるよう指導しているそうです。これは、素人の方が個人でやるのはなかなか難しいので、できれば弁護士など専門家を立てて下さいという趣旨とのことです。それから個人再生手続においては、最低これだけは弁済計画で弁済する旨を定めなければいけませんよという最低弁済額が設けられています。小規模個人再生における最低弁済額は、住宅ローンを除いた負債総額が100万円以下の場合には負債額全額、100万円から500万円の場合には100万円、500万円から1,500万円の場合には負債総額の5分の1、そして1,500万円を超える場合には300万円とされており、この最低弁済額を原則3年（例外的に最長5年）で弁済しなければならないこととなります。要するに、少なくとも借金の5分の1は3年間で弁済をなささい、その弁済ができたなら残りの債務は免除してあげますという手続といえます。他方、給与取得者等再生の最低弁済額については若干要件が変わっておりまして、過去2年間の収入額を基準に可処分所得の2年分を算出して、可処分所得2年分と小規模個人再生の場合に支払わなければならない最低弁済額を比較し、その多い方の額を弁済しなければならないということになっています。弁済計画（再生計画）においては、以上の最低弁済額を原則として3年、例外的な場合でも最長5年で分割弁済する旨を定めることとされており、この間計画に従って弁済をすることにより、残りの債務は免除されることとなります。なお、弁済計画に対する債権者の同意に関しては、小規模個人再生の場合は計画に積極的に反対する債権者が法律に定めた一定割合を超えない限り計画案が可決されるものとされており⁸⁾、さらに、給与取得者等再生においては債権者による同意そのもの

8) 再生計画案に反対する議決権者の人数が半数に満たず、かつ、反対する議決権者の債権額が負債総額の二分の一を超えない場合（民再230条5項）。

が不要とされ、最低弁済額や弁済期間などの法定の弁済条件さえ満たしていれば認可されることとなっています。破産の場合と比較した、これら個人再生手続（小規模個人再生・給与取得者等再生）のメリットとしては、まず破産の場合は免責決定が確定するまで一定の資格制限を受け、保険外交員、警備員などの仕事に就くことができなくなりますが、個人再生手続の場合にはそのような制限がないことがあげられます。また、破産の場合、免責不許可事由があるときには免責を受けることができず債務の弁済責任を免除されないことがあります。個人再生では、再生計画に定めた弁済を行えば残りの債務は免除されます。さらに、破産の場合、手続開始時に有している財産は一定の例外を除き全て手放さなければなりません。個人再生においては原則として財産の処分は行わず、将来の収入から弁済計画に従って借金を返していくことが可能となっております。特に、住宅ローンの返済が困難になっているが家を手放したくないような場合には、住宅資金特別条項という制度を利用することができ、住宅を保持しつつ借金を整理することも可能となっております。

以上の裁判所を利用した法的手続の他に、債務の整理方法として実務上しばしば用いられている方策として任意整理があげられます。これは、債務者が裁判所の手を借りないで、弁護士等を代理人として個々の債権者との間で借金の返済額、あるいは弁済方法について話し合いをし、和解をすることで返済計画を成立させるという債務整理の方法です。その他、最近沖縄においては、沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会が中心になって、利息制限法の上限金利を超過する過払い部分につき、貸金業者に対して逆に返還を求める過払金返還請求訴訟を提起するという手法も用いられています。昨年第一次集団提訴として県内の多重債務者23人が消費者金融8社に対し一斉提訴を行い⁹⁾、今年第二次集団提訴としてさらに規模を拡大し県内の多重債務者126人が消費者金融や信販会社など24社に対して一斉に過払い金の返還を求める訴えを提起しているところ¹⁰⁾です。

9) 沖縄タイムス平成14年6月7日〔夕刊〕7面、琉球新報平成14年6月7日〔夕刊〕3面参照。

10) 沖縄タイムス平成15年8月29日〔夕刊〕7面、琉球新報平成15年8月29日〔夕刊〕3面参照。

7. おわりに

それでは最後に県内の多重債務者問題につき若干の感想めいたこととお話しさせていただき、本日の講演の締めとさせていただきます。県内における多重債務者問題をめぐる状況というのは、個人の破産申立件数だけ見ても5年前の調査時に比べ倍近くに増えており、ますます悪化していると言わざるを得ない状況にあります。その主たる要因は、全国的な傾向と同様に長引く不況の影響にあります。所得水準の低さや失業率の高さに象徴される弱い経済的基盤、あるいは全国トップクラスの密集度で県内に乱立している貸金業者といった沖縄独特の要因が拍車をかけるかたちで問題を一層深刻化させているということが出来ます。多重債務者問題が根本的には不況という経済全体の問題に起因するものである以上、現在の経済状況を前提とする限り、多重債務者をめぐる状況だけが急に好転することは望めません。したがって、残念ながら今後もさらに県内の多重債務者問題は深刻化していくことが懸念され、事実、今年も県内の破産申立件数は昨年を上回る勢いで増加しております。他方、問題状況の悪化に対応して、出資法の上限金利の引き下げ、ヤミ金融対策法の成立、特定調停、個人再生など個人ための債務整理手続の創設にみられるように法制度もかなり整備され、また特に県内においては、クレサラ被害をなくす会や司法書士会を中心として、この多重債務者問題に対し積極的な取り組みがなされ、支援の手段が整えられつつあります。5年前の調査の時点では将来の課題とされていた関係各機関の連携の強化についても少しずつ進みつつあるようですが、今後はさらに裁判所、弁護士会、司法書士会、被害をなくす会、行政機関、警察等の一層の連携の強化が期待されるとともに、必要とされていると思われます。また、借り手の側も、お金を借りるときには金利をしっかりと認識し安易な借り入れをしないということ、これが非常に重要になります。借りたお金には利息がつくことを認識し、返せるあてのない借金はみずからの首を絞めるということを意識しておくことが重要です。とくに借金返済のために借金をすると、あとは多重債務者への坂道を転げ落ちていくというケースが非常に多いということをよく知っておいて下さい。

それから、残念ながら多重債務に陥ってしまっても、今日お話ししてまいりました

ように、借金は法的に整理することが可能なのですから諦めないことが大切です。幸いにも県内には多くの相談機関があり、支援体制が充実しているわけですから、返せない借金に困ったときには各種相談機関を活用して法的整理の道を探ってください。貸金業者の方から「弁済額を減らしてあげる」など甘いことを言ってきて、実は利息制限法の上限金利を超える高い金利で和解をさせようとするケースもありますが、そういった言い分を鵜呑みにしないで、利息制限法というものがあるということをきちんと認識し、甘い言葉によって不利な条件での和解をしない、弁済約束をしないということも重要になります。また、取り立てが非常に厳しいからといって、目先の返済資金を得るために違法な高金利の業者、ヤミ金融、こういうところからお金を借りるということは絶対やってはだめです。高利のお金を借りて返済期日を1回はクリアしても、しばらくすればさらに苦しい状況に追い込まれていくことになります。どうしても返済できない場合には、借金返済のための借金などをしないで、早い段階で法的手段により債務の整理をする勇気が必要です。また、県内においては、弁済に困って内地へ逃亡するだとか、あるいは犯罪行為に手を染める、さらには取り立てが厳しくて自殺をしてしまうというケースも報告されていますが、返しきれない借金というのは必ず法的に整理することができるのですから、そのような手段によることなく、早めに法律相談などを活用して法的に整理をすること、これが非常に重要です。

本日、お話しさせていただいた内容が多少なりとも県内における多重債務者問題の現在の状況、そして法的な対応策についての理解を深める一助になれば幸いです。少々時間を超過してしまいましたが、最後までご静聴いただきどうもありがとうございました。

2003年9月6日（土）午後4時30分より沖縄国際大学5号館2階203号教室において山本研特別研究員（国土館大学法学部助教授）を講師として第5回講演会が開催された。テーマは「多重債務者問題の現状と法的対応」で、参加者は学生を中心に100名を越え、講演後も熱心な質疑応答がなされ、こうした問題に対する関心の高さがうかがえた。本号においてこの講演の模様を紹介することにする。